

参考1

女性の活躍が進んでいる企業が「取り組んでよかった」と回答した取組内容のトップ3

募集・採用

- 採用計画を立てるにあたって、男女を均等に採用することについて理解を深めている **14.0%**
- 男女均等な選考のために、面接における質問項目を的確に定めるとともに、不適切な質問についても周知している **14.0%**
- 採用権限のある者に女性を含める等、選考の中立性の確保に努めている **13.1%**

登 用

- 人事評価基準、昇進・昇格基準等を作成し、従業員に示している **13.4%**
- 昇進、昇格にあたって、育児・介護休業を取得したことが不利にならないように配慮を行っている **11.4%**
- 評価者を対象とした研修等を実施し、男女従業員に公正な人事評価を行うことを周知している **10.8%**

継続就業

- 育児・介護に関する社内の制度内容について、男女従業員に周知している **9.7%**
- 育児休業制度の利用者が出た場合に、その部署の人員構成を考えて、休業中の人材の補充をする等の配慮をしている **9.4%**
- 育児・介護休業法で定めた基準を上回る育児・介護休業制度、育児・介護短時間勤務制度や看護休暇制度を導入している **9.1%**

職域拡大

- 男女ともに使いやすい器具、設備等を導入している（例：トイレの整備、営業車をAT車へ変更等） **10.5%**
- 新たな職域を目指す者に対し、知識、技能の習得を支援している（例：通信教育の補助等） **10.3%**
- 各業務に必要な知識、技能、仕事の手順等を明確化している **9.8%**

環境整備

- 会議等で男性従業員だけでなく、女性従業員にも積極的に発言や提案を求めるように管理職に促している **10.3%**
- 職場の管理職や同僚男性に対し、女性従業員を対等な仕事仲間と認識して接するよう、意識啓発を行っている **9.3%**
- 女性従業員のみ雑用を頼むことのないように徹底している **8.8%**

資料出所) (財)21世紀職業財団「女性の活躍推進状況診断」(平成20年度)

参考2

「機会均等推進責任者」の選任について

○「機会均等推進責任者」を選任ください

厚生労働省では、男女雇用機会均等法に定めるポジティブ・アクションの推進を図るため、各事業所において人事労務管理の方針の決定に携わる方を「機会均等推進責任者」として選任いただくようお願いしています。

「機会均等推進責任者」を選任・変更する場合は、下記選任・変更届を労働局雇用均等室あて郵送またはFAXによりご提出ください。

各種セミナーの開催案内をはじめ各種資料や行政情報、先進事例の紹介などをお届けします。また、ご希望の方には、メールマガジンを配信しています。メールアドレスの登録は、「機会均等推進責任者メールマガジン配信サイト」<http://kintou.mhlw.go.jp> をご覧ください。

○「機会均等推進責任者」とは

各事業所において、性別にとらわれない人事管理を徹底させ、女性が能力発揮しやすい職場環境をつくるという役割を担う方として、必要な取組を推進します。

●機会均等推進責任者の職務はおおむね次のとおりです●

- ① 次のことに関し、関係法令の遵守のために必要な措置を検討し、実施するとともに、必要に応じ事業主等に対する進言、助言を行うこと。
 - イ. 男女雇用機会均等法に定める性差別の禁止、職場におけるセクシュアルハラスメントの防止及び母性健康管理に関すること。
 - ロ. 労働基準法に基づく男女同一賃金の原則及び母性保護の規定に関すること。
- ② 女性労働者が活躍しやすい職場環境をつくるポジティブ・アクションの推進の方策について検討し、必要に応じ事業主等に対する進言、助言を行うとともに、その具体的取組が着実に実施されるよう促すこと。
- ③ 事業所において、女性労働者が能力発揮しやすい職場環境の整備に関する関心と理解を喚起すること。
- ④ ①～③までの職務について、労働局雇用均等室との連絡を行うこと。

「機会均等推進責任者」の選任・変更届

平成 年 月 日

〇〇〇労働局長 殿
(都道府県)

事業所名
所在地
代表者職氏名
主な事業内容
常用労働者数 女 人 男 人
うち正社員数 女 人 男 人
うち短時間労働者数 女 人 男 人

この度、当事業所では下記の者を機会均等推進責任者として選任・変更いたしますので、報告します。

記

○機会均等推進責任者(選任・変更)

所 属 部 課 役 職 名	(TEL)	(Eメール)
氏 名	(男・女)	

均等・両立推進企業表彰

厚生労働省では、ポジティブ・アクションと、仕事と育児・介護との両立支援について、他の模範となるような取組を推進している企業を表彰しています。

ポジティブ・アクションや両立支援に積極的に取り組んでいる企業におかれてはぜひご応募ください。これから取り組む企業におかれては、表彰の受賞を目的のひとつにして取り組むとよいでしょう。

表彰制度の詳細や過去の受賞企業については、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/kintou/ryouritsu.html>) でご確認するか、全国の労働局雇用均等室へお問い合わせください。

均等・両立推進企業表彰 厚生労働大臣 最優良賞

均等推進企業部門

- ・ 厚生労働大臣優良賞
- ・ 労働局長優良賞
- ・ 労働局長奨励賞

ファミリー・フレンドリー企業部門

- ・ 厚生労働大臣優良賞
- ・ 労働局長優良賞
- ・ 労働局長奨励賞

労働局雇用均等室所在地一覧

	電話番号	FAX番号	郵便番号	所 在 地
北海道 青森 岩手 宮城 秋田	011-709-2715 017-734-4211 019-604-3010 022-299-8844 018-862-6684	011-709-8786 017-777-7696 019-604-1535 022-299-8845 018-862-4300	060-8566 030-8558 020-0023 983-8585 010-0951	札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎 青森市新町2丁目4番25号 青森合同庁舎 盛岡市内丸7番25号 盛岡合同庁舎1号館 仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎 秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎
山形 福島 茨城 栃木 群馬	023-624-8228 024-536-4609 029-224-6288 028-633-2795 027-210-5009	023-624-8246 024-536-4658 029-224-6265 028-637-5998 027-210-5104	990-8567 960-8021 310-8511 320-0845 371-8567	山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル3階 福島市霞町1番46号 福島合同庁舎 水戸市宮町1丁目8-31 宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎 前橋市大渡町1丁目10番7号 群馬県公社総合ビル
埼玉 千葉 東京 神奈川 新潟	048-600-6210 043-221-2307 03-3512-1611 045-211-7380 025-234-5928	048-600-6230 043-221-2308 03-3512-1555 045-211-7381 025-265-6420	330-6016 260-8612 102-8305 231-8434 951-8588	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー16階 千葉市中央区中央4丁目11番1号 千葉第2地方合同庁舎 千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎14階 横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎13階 新潟市中央区川岸町1丁目56番地
富山 石川 福井 山梨 長野	076-432-2740 076-265-4429 0776-22-3947 055-225-2859 026-227-0125	076-432-3959 076-221-3087 0776-22-4920 055-225-2787 026-227-0126	930-8509 920-0024 910-8559 400-8577 380-8572	富山市神通本町1丁目5番5号 金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎 福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎 甲府市丸の内1丁目1番11号 長野市中御所1丁目22番1号
岐阜 静岡 愛知 三重 滋賀	058-263-1220 054-252-5310 052-219-5509 059-226-2318 077-523-1190	058-263-1707 054-252-8216 052-220-0573 059-228-2785 077-527-3277	500-8842 420-8639 460-0008 514-8524 520-0051	岐阜市金町4丁目30番地 明治安田生命岐阜金町ビル3階 静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎5階 名古屋市中区栄2丁目3番1号 名古屋広小路ビルディング 津市島崎町327番2号 津第2地方合同庁舎 大津市梅林1丁目3番10号 滋賀ビル
京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山	075-241-0504 06-6941-8940 078-367-0820 0742-32-0210 073-488-1170	075-241-0493 06-6946-6465 078-367-3854 0742-32-0214 073-475-0114	604-0846 540-8527 650-0044 630-8570 640-8581	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451 大阪市中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館 神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー 奈良市法蓮町387番地 奈良第3地方合同庁舎 和歌山市黒田48番地
鳥取 島根 岡山 広島 山口	0857-29-1709 0852-31-1161 086-224-7639 082-221-9247 083-995-0390	0857-29-4142 0852-31-1505 086-224-7693 082-221-2356 083-995-0389	680-8522 690-0841 700-8611 730-8538 753-8510	鳥取市富安2丁目89番9号 松江市向島町134番10号 松江地方合同庁舎5階 岡山市北区 下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎 広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎第2号館 山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎1号館
徳島 香川 愛媛 高知 福岡	088-652-2718 087-811-8924 089-935-5222 088-885-6041 092-411-4894	088-652-2751 087-811-8935 089-935-5223 088-885-6042 092-411-4895	770-0851 760-0019 790-8538 780-8548 812-0013	徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎4階 高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎3階 松山市若草町4番3号 松山若草合同庁舎 高知市南金田1番39号 福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館
佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎	0952-32-7218 095-801-0050 096-352-3865 097-532-4025 0985-38-8827	0952-32-7224 095-801-0051 096-352-3876 097-537-1240 0985-38-8831	840-0801 850-0033 860-0008 870-0037 880-0805	佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎 長崎市万才町7番1号 住友生命長崎ビル6階 熊本市二の丸1番2号 熊本合同庁舎 大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル6階 宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎
鹿児島 沖縄	099-222-8446 098-868-4380	099-222-8459 098-869-7914	892-0847 900-0006	鹿児島市西千石町1番1号 鹿児島西千石第一生命ビル 那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎(1号館)3階

厚生労働省ホームページ： <http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/index.html>